



■ 目次

PwCはSECのXBRLに関する提案について検討を行うデータラインを作成
PwCがすべてのトレーディング目的の棚卸資産を公正価値で認識するFASB案に賛同
FASBが株式報酬取引において付与された商品が参加型証券であるか否かの判断に関する最終ガイダンスを公表
その他のFASB関連記事
EITF Observer - 2008年6月号
監査基準審議会が内部統制に関する基準案を公表

■ PwCはSECのXBRLに関する提案について検討を行うデータラインを作成

最近、米証券取引委員会(SEC)は公開企業に対して拡張可能ビジネス・レポーティング言語(XBRL)形式のデータ・タグを使って財務諸表情報を提供することを義務付ける規則案を公表しました。この規則案は登録企業に対し、3年間の段階的導入を経て財務諸表情報をXBRLを使ったインタラクティブ・データ形式で提出することを義務付けるものです。大規模企業は早ければ来春からXBRL形式による財務諸表提出を開始します。この規則案に対するコメント募集は8月1日までで、SECは最終規則の公表を今秋に予定しています。

DataLine 2008-12は、SECの規則案に対するPwCの見解およびXBRL導入を議論する企業にとって有用となる可能性の高い追加コメントや説明を提供しています。

▼ このDataLineの全文はCFODirect Networkのメンバーには以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7FNRY&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ PwCがすべてのトレーディング目的の棚卸資産を公正価値で認識するFASB案に賛同

6月16日付けのコメントレターで、PwCは財務会計基準審議会(FASB)に対しFASB職員意見書(FSP)草案 No. ARB 43-a「ARB第43号 Chapter 4の棚卸資産規定の修正」に対するフィードバックを提出しました。PwCはトレーディング目的で保有する棚卸資産の測定における不整合を廃止しようとするFASBの試みを支持し、すべてのトレーディング目的の棚卸資産を公正価値で認識しようとする基本提案に賛同します。しかしながら、PwCにはこの提案について二つの懸念事項があります。

第一に、PwCはこのガイダンス案が国際財務報告基準(IFRS)と完全にコンバージェンスされていないことを懸念しています。国際会計基準第2号「棚卸資産」(IAS 2)にはトレーディング目的の棚卸資産を公正価値で認識するという類似要件がありますが、公正価値測定に適格な棚卸資産の定義はコモディティのブローカーやトレーダーを想定する中で行われています。

IFRSの定義はアメリカ公認会計士協会(AICPA)の証券のブローカーおよびディーラーならびに投資会社向けの監査および会計ガイドよりも幅広いものですが、このFSP案の適用範囲よりは狭いようです。IFRSへの移行後、このFSP案の適用を無効にさせられる可能性を減らすために、PwCはFASBに対し、提案されたアプローチが創り出す潜在的なコン

バージェンス上の問題が他に無いかさらに検討を行うことを推奨します。

第二に、PwCはこのガイダンス案に「トレーディング」の明確な定義が含まれていないことを懸念しています。このFSP案は、棚卸資産を公正価値で報告すべきかどうかの判断において、その事業体の特定の事実と状況、そしてトレーディング活動を説明あるいは定義した一般に公正妥当と認められた会計原則に含まれたガイダンスを利用することを義務付けています。PwCは、FASBによるトレーディング活動の定義付けのアプローチが、企業間における基準の整合的な適用を生むのかどうか疑問を生じるような多数の問題を提起すると考えています。

▼ PwCのコメントレターの全文はCFODirect Networkのメンバーには以下のウェブサイトからご覧いただけます。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpif?ContentCode=EDYR-7FPHSG&ContentType=Content>

■ FASBが株式報酬取引において付与された商品が参加型証券であるか否かの判断に関する最終ガイダンスを公表

今週、FASBは最終FASB職員意見書 No. EITF 03-6-1「株式報酬取引において付与された商品が参加型証券であるか否かの判断」を公表しました。このFSPは、株式報酬取引で付与された商品は権利確定前に参加型証券となるかどうか、そしてFASB基準書第128号「1株当たり利益」(FAS 128)に記載されている二段階法(two-class method)に従った基本1株当たり利益(EPS)を計算する際の利益配分に含めなければならないか否かを扱っています。

このFSPのガイダンスは、配当あるいは配当同等物に対する失効しない受取権を含む未確定の株式報酬報奨だけが参加型証券であり、二段階法にもとづくEPS計算に含めなければならないと定めています。FASBはこれらの株式報酬の保有者は事業体が配当を発表するたびに偶発でない価値の移転を受け取るものであり、それゆえ参加型証券の定義に適合すると結論づけています。

このFSPは2008年12月15日より後に開始する会計年度の財務諸表から適用となり、過年度のEPSデータは遡及的に修正されます。早期適用は認められていません。

▼ このFSPの全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。
http://www.fasb.org/pdf/fsp_eitf03-6-1.pdf

■ その他のFASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 変動持分事業体の連結
http://www.fasb.org/project/reconsideration_fin46r.shtml
- 金融資産の譲渡
http://www.fasb.org/project/transfers_of_financial_assets.shtml
- 非営利の寄付基金およびUPMIFA
http://www.fasb.org/project/nfp_endowments.shtml

Weekly Action Alert: Action Alert No. 08-25 は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.fasb.org/action/aa061908.shtml>

■ EITF Observer – 2008年6月号

2008年6月の会議において、FASBの発生問題専門委員会(EITF)は以下の3つの問題について最終合意に達しました：

- Issue 07-5「ある商品(または組込商品)が会社自身の株式にインデックス付けられているかどうかの決定」
- Issue 08-3「リース契約における保守預け金に関する借手の会計処理」
- Issue 08-4「Issue 98-5の整合性を確保するための変更に関する経過指針」

また、Issue 08-5「公正価値で測定された第三者の保証のある負債の発行体の会計処理」について公開合意案を決定、Issue 08-1「単一ユニット会計のための収益認識」について判断を延期しました。Issue 08-2「リース契約における支払保守料に関する賃手の収益認識」はEITFのアジェンダから削除されました。

最終合意内容がFASBの6月25日の会議で承認されれば、これらは最終的な公式会計ガイダンスとなります。その影響を受ける事業体は各コンセンサスの移行期間に関する規定に従い、適用の影響を認識しなければなりません。

FASBは6月25日の会議において公開合意案についても検討を行う予定です。承認されれば30日間のコメント期間の対象となります。すべてのコメントはEITFの2008年9月の会議において検討されます。

▼ この会議で議論された各問題の詳細については、CFODirect Networkに掲載されているPwCのEITF Observerをご覧ください。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7FNSHM&SecNavCode=MSRA-6MWKMQ&ContentType=Content>

■ 監査基準審議会が内部統制に関する基準案を公表

AICPAの監査基準審議会(ASB)は様々なタイプの内部統制の不備の定義および関連ガイダンスを統合的なものとするための監査基準書(SAS)草案を公表しました。このSAS案はAU section 325「監査の過程で発見された内部統制に関連する事項の報告」のガイダンスを現在このSAS案と一緒にコメント募集が行われている保証業務基準書(Statements on Standards for Attestation Engagements (SSAE))「財務諸表監査と統合される事業体の財務報告に係る内部統制の調査」と一致させるものです。この修正は、AICPAの監査およびアテスタ業務基準の一貫性を向上させることに加え、現在PCAOBおよび国際監査・保証基準審議会(IAASB)による国際監査基準第265号「内部統制上の不備の報告」の公開草案で使用されている定義との調整を図るものです。また、財務報告環境全体における内部統制関連のガイダンスの全体的な一貫性を向上させるものです。

このSSAE案は、非発行体の財務報告に係る内部統制に関するレポート・ガイダンスをPCAOB監査基準第5号「財務諸表監査と統合される財務報告に係る内部統制の監査」とコンバージェンスさせるために発行されました。このSSAE案は、統合監査の一部として事業体の財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況の有効性を報告する実務家のためのガイダンスを提供するものです。

このSAS案およびSSAE案へのコメント提出期限は8月12日です。

▼ 各基準案は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

- SAS草案:
<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Communicating+Internal+Control.htm>
- SSAE草案:
<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Examination.htm>

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.